

令和2年5月26日

保護者 各位

新宮町教育委員会
教育長 宮川 優子

臨時休業に伴う授業日数・授業時数確保に係る対応について(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、日頃より、本町教育行政へのご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町内全小中学校の臨時休業期間が長期化しましたが、5月14日に福岡県の緊急事態宣言が解除されたことに伴い、5月18日から4日間の学年別分散登校日を設定し、5月25日からは、段階的な学校再開を経て、6月1日から学校をほぼ通常通りに全面再開することといたしました。

つきましては、町内小・中学校の再開後、臨時休業により実施できなかった学習を補うとともに、学校生活への適応を促し、一人一人の着実な成長の実現に向け、下記のとおり夏季休業・冬季休業の短縮及び土曜授業の実施等により、本年度の教育活動の充実を図る予定です。緊急時につき、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 授業日数・授業時数の確保について

- (1) 夏季休業の短縮 (夏季休業日は8月1日～8月16日までとします)
 - ア 1学期の延長(終業式は7月31日)
 - イ 2学期の延長(始業式は8月17日)
 - ※ 町立幼稚園の2学期始業式は、9月1日です。
 - ウ 必要に応じて補充のための登校日を設定
- (2) 冬季休業の短縮 (冬季休業日は12月26日～1月5日までとします)
 - ア 2学期の延長(終業式は12月25日)
 - イ 3学期の延長(始業式は1月6日)
- (3) 小中学校における土曜授業の実施
9月から11月までの間に、4～6日間実施予定

2 学校行事等について

- (1) 今後、新型コロナウイルスの感染状況が収束するまでには、かなりの期間を要すると思われます。学校再開後も、引き続き感染防止に努める必要から、特に集団感染のリスクを高める恐れのある行事等については、延期または中止等の対応をとらせていただきます。現在計画しております諸行事につきましては、かなりの変更が見込まれますが、詳細は、各学校から連絡する予定です。
- (2) 新型コロナウイルスの感染状況や、国・県の動向を注視しつつ、児童生徒の安全を最優先に、学校再開に向けた準備を慎重に進めてまいります。今後の状況により、授業日数等の確保に係る対応には、一部変更もあることをご理解願います。